

山形広域環境事務組合出勤簿整理規程

〔平成7年3月〕  
〔山広環訓令第1号〕

改正 平成13年3月山広環訓令第4号 平成15年5月山広環訓令第4号

山形広域環境事務組合出勤簿整理規程（昭和49年共衛訓令第4号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合出勤簿整理に関する事項については、出勤簿整理規程（昭和39年山形市訓令第4号）の規定を準用する。

この場合において、同規程の規定中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「総務部職員課長」とあるのは「管理課長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月改正）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年5月改正）

この訓令は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。